

## 協議離婚無効確認調停事件の事後調査

青山, 道夫  
九州大学法学部 : 教授

飯野, 勲  
福岡家庭裁判所 : 調査官

<https://doi.org/10.15017/1335>

---

出版情報 : 法政研究. 25 (1), pp.71-84, 1958-07-10. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 協議離婚無効確認調停事件の事後調査

青 山 道 夫  
飯 野 勲

## 目次

- 一、まえがき
- 二、調査方法
- 三、調査結果
- 四、むすび

## 一、まえがき

福岡家庭裁判所本庁（管轄：福岡市、早良郡、糸島郡、筑紫郡、粕屋郡、宗像郡）に申立てられる家事調停事件数及び同事件中の協議離婚無効確認調停事件数は左表の通りで、これによっても後者はきわめて僅少な数に過ぎない。しかし少ないながらも、問題としてはかなり重要である。

資料

無効確認事件	協議離婚事件	年度別	
		調停申立件数	区 分
三	五四八	昭和二七年	計
三	五六七	昭和二八年	
三	六九〇	昭和二九年	
九	六一一	昭和三〇年	
一三	六〇二	昭和三一年	
四	四七七	昭和三二年 九月末	
三五	三四九五		

したがって、これらの事件についての事後調査の結果をここに発表するが、われわれとしては、家庭裁判所におけるこの種調停事件の処理に関し、何等かの参考になれば幸いであり、かつ、現行協議離婚制度の反省への一資料としたいと思う。

なおこの調査はもっぱら飯野が行い、青山の協力で原稿を作成した。

## 二、調 査 方 法

一般的な調査は、前記三五件から移送三、重複一（同一事件につき一旦調停不成立の後再度申立がなされた）を除き、三一件について、事後調査は、そのうち終結事件二八件（未済三件）について行った。そして調査の方法は、終結区分に従い、申立人の事情調査必要の有無及びその能否によって、調書又は記録の閲覧（六件）、申立人に面接（八件）、文書による照会（二件）、地方裁判所に照会（五件）及び調査官に問合せ（五件）等の方法を講じた。終結区分と調査の方法は

調停成立事件	五	件
いづれも調停調書閲覧		
合意成立（家事審判法第二十 三条による審判）事件	七	件
記 録 閲 覧（戸籍訂正の ためのもの）	一	件
申立人に面接	五	件
文書による照会	一	件
調停不成立事件	七	件
地裁に照会（提訴したもの）	五	件

申立人に面接（提訴しないもの） 一  
 調査官に問合せ（同前） 一  
 取下事件 九件

申立人に面接 二  
 文書による照会 一  
 調査官に問合せ 四  
 不明 二

（註）調停成立事件とは、調停手続において申立人が協議離婚無効を争はず、その代りに相手方が申立人に経済的保障を与える等の条項で調停が成立したものをいい、合意成立事件とは、協議離婚無効に関し当事者間に合意が成立し、これに基づき家事審判法第二十三条により家庭裁判所が審判を行い協議離婚無効が確定したものをいうのである。

### 三、調査結果

(一) 申立人の別  
 妻 二七  
 夫 二  
 第三者 二

この種事件の申立人は妻の場合が大部分であって、協議離婚手続が簡単であるために、この手続が妻の追出離婚に如何に多く悪用されているかを物語っている。

申立人夫のケース 一

家裁における調停不成立の後申立人から地裁に提訴したが原告敗訴（ケースは後に述べる）

申立人夫のケース 二

夫の不行跡が原因で夫婦間に口論が絶えなかったが、今度喧嘩をしたら離婚するとの約定で離婚届を夫の父に預けていた。偶々夫婦が口論を初めたので、夫の父が自己が保管した離婚届を夫妻不知の間に届出た。その後二人は再婚していたが、夫が従来の不行跡を改めず妻に対し暴力を振うので、妻が夫に無断で協議離婚届を出したものの。いはば前回なされた離婚届に対する復讐の意味も含んでなされたものである。結果は合意成立。

申立人第三者のケース 一

広島で原爆により発狂した妻との協議離婚届を出して妻を遺棄した夫に対し、妻の姉から妻の生活費を請求せんがために夫と妻とを相手方として調停申立がなされたもの。結果は妻の治療費支払について示談成立し、事件は取下となった。

申立人第三者のケース 二

夫が戦地に赴き生還も期待出来ないので、妻は夫の母と談合の上離婚届を出し子をつれて実家に帰っていたが、その後公報が入り、夫は離婚届が出される前に既に戦死していたことが判明した。そこで妻は子を伴って婚家に帰り亡夫の霊を弔うことに姑との談合も出来たので、戸籍訂正のため夫の母が申立人となり妻を相手方として調停申立をしたもの。結果は勿論合意成立の上二十三条の審判確定。

(二) 離婚について交渉の有無

有

二六件

離婚の意思表示があったもの又は黙認していたもの 七  
 交渉はあったが不承知 一四

離婚、夫婦融和等の本案が家庭裁判所に係属中のもの 五  
 無 五 件

右の内訳から見ると、三一件のうち申立人が全く不知の間に離婚届が出されたというのは僅か五件で、残りの二六件は当事者間に直接に或は第三者を介して間接に離婚話がなされており、夫婦関係はすでに破綻を来していたことが明である。このことは次の夫婦関係の実体に関する調査からも肯かれることである。

(三) 届出当時における夫婦関係の実体：同居、別居、異性関係：

申立人別	同居中	別居中	不明	相手方の異性関係		
				有	無	不明
妻 (届出人 夫)	二	二二三	二	一七	九	一
夫 (届出人 妻)	一	一		(夫に)一	二	
計	三	二六	二	一八	一二	一

届を出している場合が非常に多いことを示している。相手方に異性関係のなかった場合、十二件について離婚届出の

事情は

申立人妻の場合

九 件

姑又は小姑との不和

四

性格の相異	三
経済破綻	一
不明	一
申立入夫の場合	二件
経済破綻	一
性格の相異	一
申立人第三者の場合	一件
夫の出征	一

姑又は小姑との不和が原因で無断離婚届がなされているのが十二件中四件もあるということは、日本の家庭における妻の座が依然として親族監視の中におかれており、そしてそれを無事乗り切ることの如何にむづかしいかを物語っている。

(四) 申立の目的と同棲期間及び未成年の子の有無と親権者指定の状況

計	不明	親権変更又は戸籍訂正	生活費又は慰謝料請求のため	愛情があるので	同棲期間							
					一年以内	一年以上三年以内	三年以上五年以内	五年以上十年以内	十年以上二十年以内	二十年をこえない	不明	計
二			一	一	一							
七		一	一	五								
五		一	一	三								
一〇			四	六								
四			二	二								
一			一									
二	一			一								
三一	一	二	一〇	一八								

上の表で全体的に見ると、愛情があるからとの理由によるものが三一件中一八件で六〇%を占めているが、同棲期間についてみると、愛情があるからというのは十八件中九件が同棲五年以内のものである。これに反して生活費請求又は慰謝料請求のためのもの一〇件中三件が同棲五年以内のも

のである。このことは夫婦関係は同棲期間が長くなるにつれて重点が愛情から経済的なものへと移行していくことを示すのではなからうか。

その他には申立の理由と同棲の期間との間には特別の関係はないように思われる。

当事者間に未成年の子の有無及び親権者指定の状況

未成年子 有 二〇件

(親権者申立人七、相手方一〇、双方三)

〃 無 九件

不明 二件

右によると未成年の子のある場合が多く、しかも離婚届出に当っては、届出人が自己を親権者に指定した場合が一〇件で、離婚当事者の相手方に指定したもの七件となっている。

(五) 調停開廷回数と審理期間

協議離婚無効確認調停事件の終結区分と調停開廷回数及び審理期間

〔表一〕

不成立	合意成立	調停成立	終結区分		回数と期間		審理期間	
			0回	1回	回数	期間	回数	期間
	2		1	2	0	1	1	1
	4	1	2	3	1	2	2	2
			3	4	1	1	1	1
		1	4	5	1	1	1	1
			5	6	1	1	1	1
			6	7	1	1	1	1
			7	8	1	1	1	1
			8	9	1	1	1	1
			9	不明	1	1	1	1
			不明	計	1	1	1	1
			計	1	1	1	1	1
			1	2	1	1	1	1
			2	3	1	1	1	1
			3	4	1	1	1	1
			4	5	1	1	1	1
			5	6	1	1	1	1
			6	7	1	1	1	1
			7	8	1	1	1	1
			8	9	1	1	1	1
			9	不明	1	1	1	1
			不明	計	1	1	1	1
			計	1	1	1	1	1

計	取 下
1	1
8	1
6	1
1	
5	3
1	1
3	
1	
2	2
28	9
9	
7	4
5	1
5	2
2	2
28	9

一般調停事件の調停開廷回数と審理期間  
(昭和三十年度 既済事件)

〔表二〕

終結区分	回数	成立	不成立	取下	計
0回	0			12	12
1回	1	27	9	20	56
2回	2	35	6	20	61
3回	3	33	5	20	58
4回	4	27	10	13	50
5回	5	26	5	8	39
6回	6	5	4	4	13
7回以上	以上	13	4	6	23
計	計	166	43	103	312

先ず〔表一〕についてみると、この種事件は裁判事項を内包しているだけに合意の成立と不成立とは割合に単純に決定していることが認められる。即ち大部分が調停開廷一回又は二回で審理期間も二カ月以内となっている。之に反し調停成立の困難性は開廷回数及び審理期間何れについても前者の比ではない。

〔表一〕と〔表二〕とを比較してみると、

審理期間については三カ月以内のものは前者七五%、後者七一・五%で、前者の方が短期間に解決するものが多く、又前者の合意成否の決定と後者の調停成否とを比べると、前者は一四件中一一件(七八%)が開廷二回以下となっているのに、後者では二〇九件中七十七件(三六%)が二回以下で終結となって居り、調停の成否確定の速度は前者の方が速いことを示しているが、調停成立事件について開廷四回以内の事件の割合は、前者が五件中三件六〇%、後者が

一六六件中一二二件七三%で、調停を成立させることの困難さは、協議離婚無効確認事件の方が一般事件に比し大であることが認められる。

以上のことから協議離婚無効確認調停事件において、事実の確認について当事者の意思表示を求めることは割合に容易であるが、之を調停で成立させることには相当の困難を伴うものであるといえるだろう。

(六) 終 結 区 分

終 結 区 分	調 停 成 立	合 意 成 立	不 調 成 立	取 下	未 済	計
件 数	五	七	七	九	三	三二
百 分 比	一六・一%	二二・六%	二二・六%	二九・〇%	九・七%	一〇〇・〇%

以下、(イ) 調停成立事件についてはその成立経過、(ロ) 合意成立事件については夫婦関係のその後の実体、(ハ) 調停不成立事件については、訴提起したものはその結果、提訴しなかったものはその理由、(ニ) 取下となったものはその理由について、調査の結果を述べることにする。

(イ) 調停成立事件 五 件

調停成立した事件の給付義務の内容は、相手方が慰謝料(十二万円 一件、十万円 一件、七万円 二件)支払を承認したもの 四 件

子の監護者を申立人に変更して相手方が養育料(月額一千元)の支払を承認したもの 一 件

以上のように、調停で成立した事件は、いずれも相手方が金銭の給付義務を引き受けた点に意義がある。即ち単に身分関係の存否を確認するのではなく、当事者の経済的利益が考慮されているのであり、この点において裁判とはちが

う調停手続の特色が発揮されているのである。ただしこの種事件の調停は、後述するように、一般事件の調停に比し開廷回数も多く、期間も多少長期にわたり調停としては難行の傾向を示している。

(口) 合意成立事件 七件

合意成立事件について、夫婦関係の実体調査の結果は次の通りである。

合意成立事件の夫婦関係事後調査

夫婦間の親和の程度	戸籍回復		慰謝料	
	有	無	有	無
円 満	一	一		
可もなく不可もない	二	二		
不 和	一	一	一	二
別居中				
その他(戸籍訂正のため)	一	一		

は可もなく不可もないという程度で夫婦関係が維持されているということは全くの意外であった。

次に再度不和となったものが三件でその二件は離婚し、一件は別居中で離婚話が出ているということであった。ところで離婚となった二件のうちの一件は、協議離婚無効確認の審判確定により妻の戸籍は回復したが、夫には愛人との中に子までもあるというので妻が身を退いたもの、他の一件は夫の愛人がすでに入籍しているので審判は確定したが妻から戸籍回復の届出をしなかったもの。そしてこの二件はいずれも離婚に当って妻は全然慰謝料を貰っていない。前述したように調停成立によって申立人(多くの場合は妻)が身を退くにしても全部のケースが慰謝料を得てい

この種事件にあっては、大半が夫婦関係の実体はすでに

破壊されており、したがって離婚無効についての合意は成立するにしても、夫婦関係が再び旧に復し円満に続けられて行くことはまず考えられないというのが一般的予測である。ところが今次の調査で前記の表に示すように六件(七件中一件は戦死した夫との離婚無効を主張するのであるから実体の回復はありえない)中の三件が一応円満又

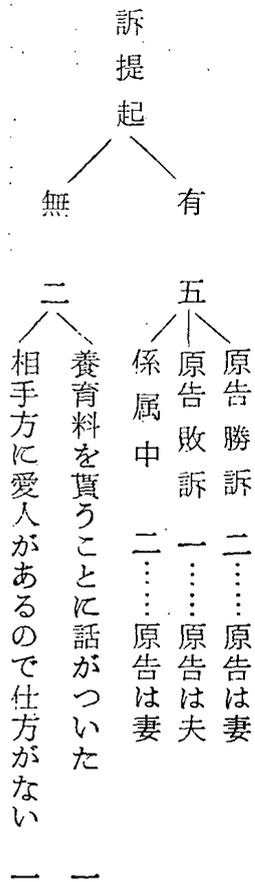
るのに、合意成立後の協議離婚では、この保障が得られないということは、この場合の申立人にとりきわめて気の毒である。若し離婚無効の合意は成立しても爾後における夫婦関係の円満な回復が不能であるとの予測が出来るような場合は、成るべく調停手続で離婚を成立させるように努力せらるべきではないだろうか。

ここで家裁における審判につき、戸籍事務管掌者への確定通知の拘束力について一考したい。(協議離婚無効確認事件についても家事審判規則第一四三条により家庭裁判所は、遅滞なく事件本人の本籍地の戸籍事務を管掌する者に対しその旨を通知しなければならない旨が規定されている)。

今次の調査で協議離婚無効確認の審判確定後、申立人たる妻が再婚の形式で婚姻関係を回復しているものが一件、家庭裁判所からの協議離婚無効確認の審判の確定通知があった後において、申立人以外の他女との婚姻届が受理されているもの一件があった。しかし前者は再婚ではなく抹消された戸籍を回復すべきであり、後者は婚姻届(後婚)を受理すべきではないと思う。

(ハ) 調停不成立事件 七件

調停不立事件につき訴提起の有無



(a) 原告勝訴ケース 一 (原告妻三三才 被告夫三六才)

原告と被告とは結婚生活八年に及ぶが子に恵まれない。この間被告の失職中原告は被告の先妻との子の監護に当る

と共に内職に励み、被告はその後職を得て経済的に余裕が生ずるに至るや、飲み屋の女性と親しくなり原告を顧みなくなった。そして遂には原告に対し暴力を振り同居に堪えない仕打をするに至ったので、原告から家庭裁判所に離婚の調停を申立て、本案が慰謝料、財産分与で難行している際に被告から協議離婚届がなされた。そこで原告から協議離婚無効確認の調停が出されたが不成立となり、原告から提訴したもの。裁判所は

『原告がたとえ調停離婚を希望していたとしても協議離婚をなすことに同意したとは言えない』と判旨して原告勝訴となった。

(b) 原告勝訴ケース 二 (原告妻三六才 被告夫三六才)

原告は被告の母との不和を理由に実家に帰されていた。そして度々復帰をねがったがいられないので、家庭裁判所に夫婦同居協力扶助の調停を申立てたが不成立となり、乙類事件であったので審判に移行し、家庭裁判所は被告に対し『原告等母子二人の生活費として毎月六千円を支払え』と命じた。ところが被告がこの義務を履行しないので原告が強制執行手続をとったのに対し、何者かが被告のその義務を消滅せしむる目的で、原告不知の間に協議離婚届を提出した。之に対し原告から協議離婚無効確認の調停を申立てたが調停は不成立となり、原告提訴。この場合も判決は『原告に離婚の意思のない無効のものである。即ち原告の住所、氏名、捺印は原告の署名捺印でなく何者かによって記載されている。原告には被告と離婚する意思のなかったことが認められる』といって、離婚意思のない離婚届は無効であることを明示している。

(c) 原告敗訴ケース 一 (原告夫四〇才 被告妻二八才)

原告と被告は十数年前に結婚して二女兒をもうけた。原告は結婚後二年目に胸部疾患にかかり会社を退職して国立病院に入院、被告も同じ病院で附添婦などをして原告に仕えて来た。しかし病院の附添婦では収入も少ないところか

ら被告は原告とも相談の上、ある会社に勤めることになり、子供を連れて実家に身を寄せた。その後被告は仕事に追われ思うように原告を見舞うことも出来かねていたところ、原告は次第に焦燥、興奮、さいごは嫉妬、憤慨して被告に暴力を振り、被告に対し妻ではない。直ぐにも別れるといい、そして被告が自己所有の荷物を引取りに行った際も之に応じた。被告は原告が真に離婚の意思があるものと信じ自己保管の相手方の印鑑を利用して協議離婚届をなした。之に対し原告からその無効を主張して家庭裁判所に調停を申立てたが不成立、そして原告から提訴した。

裁判所は『原告は屢次に亘り被告に対し離婚の意思を表明し積極的にその意思を醸した形跡が一度も認められない。そして被告が離婚の申出をなし箆笥、長持等を原告方に引取りに行った際に原告は之を拒否することなくその引渡に応じた。又子供の処置についても言及した事実等からして、一時の放言で離婚の意思がなかったとは言えない』と言って原告の敗訴とした。

夫婦喧嘩の際の行きがかり上『別れる』『出て行け』ということになってもそれは離婚の意思があったとはいえない。しかしその後の事実行為が離婚の方向に進行することについて何等反対の意思を表明しなかった時は、離婚の意思があったものと認められる——離婚届の署名捺印は相手方がしたにしても——とした点にこの判決は注目されてよい。

(d) 調停不成立後訴の提起がなかったもの二件中の一件は、妻が夫から子の養育料を貰うことになったので、妻が訴提起を見合せたと思われるが、他の一件は、夫の不品行を妻に黙認させたような結果を来したのだから、やはり何とか調停成立の方法はなかったものかと思われる。

### (三) 取 下 事 件 九 件

事件取下の理由は次の如くである。

a 相手方が家庭裁判所に出て来ないので埒が明かない、出て行くにしても旅費がかかる

三

